

厚生労働省要請研究

社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査

— ご協力をお願い —

法律改正に伴い、パート・アルバイトなど短時間労働者に対する、社会保険（厚生年金・健康保険）の適用範囲が、週の所定労働時間 20 時間以上、月額賃金 8.8 万円以上、雇用見込み期間 2 ヶ月超のすべての要件を満たす場合（学生除く）に拡大されました。こうした改正が、常用雇用者 501 人以上の企業に対しては 2016 年 10 月、101 人以上の企業は 2022 年 10 月から適用されており、51 人以上の企業に対しても 2024 年 10 月より適用される見通しです（下図）。本調査は、こうした改正への対応状況等を把握するため、厚生労働省年金局年金課からの研究要請に基づき、同省所管の調査研究機関である独立行政法人 労働政策研究・研修機構（<https://www.jil.go.jp>）が実施するものです。

民間信用調査機関が保有する企業データベースより無作為に抽出された企業を対象に調査票を配布し、ご協力をお願いしています。ご記入いただいた内容は統計的に処理され、貴社名が特定されたり、回答がそのままの形で公表されることは一切、ありません。調査結果は、今後の労働政策を検討するための重要な基礎資料となりますので、要務ご多端のところ誠に恐縮ですが、ご回答にご協力賜りますようお願い申し上げます。



— ご記入にあたって —

- 特にことわりのない限り、本年（2022 年）11 月 1 日現在の状況をご記入ください。
- 本調査は、企業を単位として行います。そのため、本社だけでなく支店や出張所、工場、研究所、店舗、営業所など、すべての事業所を含めた全体の状況についてご記入ください。
- 「1 つに○」「該当すべてに○」など回答方法に留意しながら、前から順にご記入ください。
- 終了後は返信用封筒に入れ、本年（2022 年）11 月 30 日（水曜）までに、郵便ポストにご投函ください。
- 調査票の発送・回収・入力、民間の調査機関である株式会社日本統計センターに委託しています。記入方法などのご不明点は、下記までお問い合わせください。

【 お問合せ窓口 】＜専用フリーダイヤル・無料＞ 0120 - 980 - 110

受付時間 土日・祝日を除く 9:00～12:00／13:00～18:00

FAX：03-3866-4944 ／Email：chosa3@ntc-ltd.com

（調査主体）独立行政法人 労働政策研究・研修機構 担当：渡邊、多和田

（調査票の発送・回収・入力委託先）株式会社日本統計センター 担当：松永、原田



I 貴社の概要について

問1, 本社の所在地は、どこですか（都道府県名を記入）。 ()

問2, 主たる業種は、何ですか（1つに○）。

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 1. 鉱業、採石業、砂利採取業 | 10. 学術研究、専門・技術サービス業 |
| 2. 建設業 | 11. 宿泊業、飲食サービス業 |
| 3. 製造業 | 12. 生活関連サービス業、娯楽業 |
| 4. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 13. 教育、学習支援業 |
| 5. 情報通信業 | 14. 医療、福祉 |
| 6. 運輸業、郵便業 | 15. 複合サービス事業（郵便局、協同組合など） |
| 7. 卸売業、小売業 | 16. サービス業（他に分類されないもの） |
| 8. 金融業、保険業 | 17. その他 () |
| 9. 不動産業、物品賃貸業 | |

問3, 雇用者の人数規模※は、どれくらいですか（1つに○）。

※正社員・それ以外を問わず、直接雇用されている、すべての労働者（契約期間が1ヶ月未満は除く）の合計。
（人材派遣会社の場合は、他社に派遣している労働者も含めてください。）

- | | |
|-----------|-------------|
| 1. 10人以下 | 4. 51～100人 |
| 2. 11～30人 | 5. 101～500人 |
| 3. 31～50人 | 6. 501人以上 |

付問, 上記の雇用者のうち、常用の人数割合※はどれくらいですか（1つに○）。

$$\text{※} \frac{\text{正社員・それ以外を問わず} \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{フルタイム} \\ \hline \text{の人数} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{週の労働時間(残業含む)と月の労働日数が} \\ \hline \text{フルタイムの3/4以上の人数} \end{array} \right]}{\text{雇用者総数}}$$

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 25%未満 | 3. 50%以上 75%未満 |
| 2. 25%以上 50%未満 | 4. 75%以上 |

問 4, 経営組織を、教えてください（1 つに○）。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 個人経営 | 4. 会社以外の法人※1 |
| 2. 株式会社、有限会社、相互会社 | 5. 外国に本社・本店等がある会社 |
| 3. 合名会社、合資会社、合同会社 | 6. 法人でない団体※2 |

※1 公益財団・社団法人、一般財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等。

※2 法人格のない労働組合、後援会、協議会等。

問 5, 厚生年金・健康保険の適用事業所※ですか（1 つに○）。

※正社員に、厚生年金・健康保険が適用されていれば「適用事業所」です。

1. はい
2. いいえ ⇒調査は終了です

問 6, 2021 年度の経常利益額の、2019 年度と比較した増減を教えてください（1 つに○）。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 大幅に（+15%以上）増加 | 4. やや（-5%以上 15%未満）減少 |
| 2. やや（+5%以上 15%未満）増加 | 5. 大幅に（-15%以上）減少 |
| 3. 横ばい（±5%未満の増減） | 6. 企業の設立から 4 年未満 |

II 短時間労働者の雇用状況

— 本調査では、短時間労働者を次のように定義します。ご確認の上で、お進みください —

短時間 労働者	パートタイマー・アルバイト、契約社員・嘱託、再雇用社員など呼称を問わず、 直接雇用されている、 <u>週の所定労働時間が通常の労働者（いわゆる正社員）より短い労働者</u>
------------	---

問 7、本年（2022 年）11 月 1 日現在で、短時間労働者を雇用していますか（1 つに○）。

- | | |
|------------|-----------|
| 1. 雇用している | ⇒ 問 8 へ |
| 2. 雇用していない | ⇒ 調査は終了です |

問 8、短時間労働者を雇用している理由は、何ですか（該当すべてに○）。

1. 1 日の忙しい時間帯に対応するため
2. 早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため（長い営業時間に対応するため）
3. 季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため
4. 正社員（フルタイム）の採用、確保が困難だから
5. 経験・知識・技能のある人を活用したいから
6. 人手を集めやすいから（採用手続きが簡単だから）
7. 仕事内容が簡単だから
8. 責任が軽い仕事だから
9. （仕事や責任、人材活用の違いに基づき）待遇が抑えられるから（手当や賞与、退職金等）
10. 社会保険料の負担が少なくて済むから
11. 法律上の雇用義務（高齢者雇用安定法や育児・介護休業法、その他配置基準等）に対応するため
12. 雇用調整しやすいから
13. 女性や高齢者を活用するため
14. 学生アルバイトやフリーターを活用するため
15. 外国人や障がい者を活用するため
16. その他（具体的に _____ ）

問 9, 雇用者のうち、『常用雇用者』の人数規模※を教えてください（1つに○）。

※ 正社員・フルタイムの人数 + 週の労働時間(残業含む)と月の労働日数がフルタイムの3/4以上の人数
（問3で回答した『常用の人数割合』に相当する、人数規模をお伺いするものです。）

1. 10 人以下
 2. 11～30 人
 3. 31～50 人
 4. 51～100 人
- 問 10 へ

5. 101～500 人 ⇒ 問 12 (8 ページ) へ
 6. 501 人以上 ⇒ 問 11 (7 ページ) へ

Ⅲ 厚生年金・健康保険の適用拡大への対応状況等について

問 10 は、『常用雇用者』が『 100 人以下』の企業（問 9 で 1～4 と回答）がお答えください

問 10, 常用雇用者が 100 人以下の企業に伺います。短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用範囲が、①週の所定労働時間 20 時間以上、②月額賃金 8.8 万円以上、③雇用見込み期間 2 ヶ月超の、すべての要件を満たす場合（学生除く）に拡大されたことを、ご存じですか（1つに○）。

1. 内容まで知っている
 2. 内容まではわからないが、改正が行われたことは知っている
 3. 知らない・わからない

付問 A, 労使合意に基づき申請することで、上記①～③すべての要件を満たす自社の短時間労働者に厚生年金・健康保険を適用することができる制度特例を、ご存じですか（1つに○）。

1. 内容まで知っている
 2. 内容まではわからないが、制度特例が設けられたことは知っている
 3. 知らない・わからない

6 ページへお進みください

付問 B, 厚生年金・健康保険の適用拡大要件（①週の所定労働時間 20 時間以上、②月額賃金 8.8 万円以上、③雇用見込み期間 2 ヶ月超）のすべてを満たす、短時間労働者（学生除く）を雇用していますか（1 つに○）。

1. いる ⇒付問 C へ
2. いない ⇒問 18（最後のページ）へ

付問 C, 厚生年金・健康保険の適用拡大に伴う制度特例を、活用する意向はありますか（1 つに○）。

1. 既に申請して適用済または申請中
 2. 適用を申請する見通し
 3. 適用を申請するつもりはない ⇒付問 D～E へ
 4. 未定・分からない ⇒付問 E へ
- 問 13（8 ページ）へ

付問 D, 適用を申請しない理由は、何ですか（該当すべてに○）。

1. 任意だから（義務ではないから）
2. 人件費の増加につながるから
3. 短時間労働者自身が希望しない（と思う）から
4. 労働者の同意を得るなど、手続きが大変だから
5. 親会社の方針やグループ会社の動向に準じるから
6. その他（具体的に

付問 E, 短時間労働者の週の所定労働時間を延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用する場合等には、「キャリアアップ助成金」が支給される可能性があります。こうした制度を、ご存じですか（1 つに○）。

1. 知っている
2. 知らない

回答後、『常用雇用者』が『 51～100 人 』の企業（問 9 で 4 と回答）は問 13（8 ページ）へ
上記以外は、問 18（最後のページ）へお進みください

問 11 は、『常用雇用者』が『 501 人以上 』の企業（問 9 で 6 と回答）がお答えください

問 11, 常用雇用者が 501 人以上の企業に伺います。2016 年 10 月より、短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用範囲が、①週の所定労働時間 20 時間以上、②月額賃金 8.8 万円以上、③雇用見込み期間 2 ヶ月超の、すべての要件を満たす場合（学生除く）に拡大されました。こうした要件を満たす短時間労働者（対象者）の、雇用状況を教えてください（1 つに○）。

1. 2016 年 10 月当時も、現在もいる ⇒付問（X）～（Y）へ
 2. 2016 年 10 月当時はいないが、現在はいる ⇒付問（Y）へ
 3. 2016 年 10 月当時はいたが、現在はいない
 4. 2016 年 10 月当時も、現在もいない
- 問 18（最後のページ）へ

付問（X）、2016 年 10 月当時、短時間労働者（対象者）とおおむねどのような対応方針で、調整を行いましたか（1 つに○）。

1. できるだけ、適用する
2. どちらかといえば、適用する
3. 中立（短時間労働者の意向にまかせる）
4. どちらかといえば、適用しない
5. できるだけ、適用しない
6. 何とも言えない・わからない
7. 2016 年 10 月当時は、対象事業所ではなかった

付問（Y）、現在、短時間労働者（対象者）とおおむねどのような対応方針で、調整を行っていますか（1 つに○）。

1. できるだけ、適用する
 2. どちらかといえば、適用する
 3. 中立（短時間労働者の意向にまかせる）⇒問 14～15（8～9 ページ）へ
 4. どちらかといえば、適用しない
 5. できるだけ、適用しない
 6. 何とも言えない・わからない ⇒問 16（10 ページ）へ
- 問 15（9 ページ）へ
問 14（8 ページ）へ

問 12 は、『常用雇用者』が『 101～500 人 』の企業（問 9 で 5 と回答）がお答えください

問 12, 常用雇用者が 101～500 人の企業に伺います。短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用範囲が、①週の所定労働時間 20 時間以上、②月額賃金 8.8 万円以上、③雇用見込み期間 2 ヶ月超の、すべての要件を満たす場合（学生除く）に拡大されました。こうした要件を満たす短時間労働者（対象者）の、雇用状況を教えてください（1 つに○）。

1. いる 問 13 へ
2. 改正前はいたが、現在はいない 問 17 (11 ページ) へ
3. 改正前も、現在もいない

問 13～16 は、『常用雇用者』が『 500 人以下 』の企業（問 9 で 1～5 と回答）がお答えください

問 13, 常用雇用者が 500 人以下の企業に伺います。短時間労働者に新たに厚生年金・健康保険が適用されるのに伴い、対象者とおおむねどのような方針で、調整を行いましたか（行いますか）（1 つに○）。

1. できるだけ、適用する 問 15 (9 ページ) へ
2. どちらかといえば、適用する
3. 中立（短時間労働者の意向にまかせる）⇒問 14～15 へ
4. どちらかといえば、適用しない 問 14 へ
5. できるだけ、適用しない
6. 未定・わからない ⇒問 16 (10 ページ) へ

問 14, 厚生年金・健康保険の新たな適用を、回避した（する）理由は何ですか（該当すべてに○）。

1. 人件費の増加につながるから
2. 短時間労働者自身が希望しないから
3. 親会社の方針やグループ会社の動向に準じるから
4. その他（具体的に _____）

付問, 短時間労働者の週の所定労働時間を延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合等には、「キャリアアップ助成金」が支給される可能性があります。こうした制度を、ご存じですか（1 つに○）。

1. 知っている
2. 知らない

回答後、問 13 で「 3（中立）と回答 」した企業は問 15 へ
上記以外は、問 16（10 ページ）へお進みください

問 15、厚生年金・健康保険の適用を、新たに推進した（する）理由は何ですか（該当すべてに○）。

1. 短時間労働者の必要人数を確保したいから（人手不足だから、求人の優位性を高めたいから）
2. 短時間労働者により長い労働時間、働いてもらいたいから
3. 短時間労働者の待遇を改善し、定着を図りたいから
4. 短時間労働者自身が、希望した（している）から
5. 適用を回避すると、業務等に支障が出るから（離職等につながるから）
6. 週 20 時間未満では、雇用保険も適用されないから
7. 法律改正で決まったことだから（ありのまま、法令を遵守するため）
8. 親会社の方針やグループ会社の動向に準じるから
9. 企業イメージが向上するから（適用回避は、企業イメージが悪化するから）
10. その他（具体的に

付問、短時間労働者の週の所定労働時間を 3 時間以上延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合や、短時間労働者の手取り収入が減少しないよう一定額以上、昇給したうえで、週の所定労働時間を 1～3 時間未満の範囲で延長して、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合には、「キャリアアップ助成金」（中小企業で 5.5～14 万円、大企業で 4.1～10.5 万円）が支給される可能性があります。これを活用しましたか（活用する予定はありますか）（1 つに○）。

1. 既に、活用
2. 今後、活用予定
3. 活用予定なし
4. 未定・わからない

活用しない理由は、何ですか（該当すべてに○）。

1. 特に必要ないから
2. 助成金制度があることを知らなかったから
3. 手続きが面倒だから
4. 支給要件（所定労働時間の延長）が厳しいから
5. 支給要件（昇給）が厳しいから
6. 助成金の受給資格がないから（労働関係の法令違反等）
7. その他（具体的に

問 16, 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大に対応するため、雇用管理上、何らかの見直しを行いましたか（行いますか）（1つに○）。

1. 見直しを行った（行う）

2. 行っていない（行わない）

3. 未定・わからない

本ページ下の案内※に沿ってお進みください

付問, 具体的に、どのような見直しを行いましたか（行いますか）（該当すべてに○）。

適用推進
のため

1. 対象者の所定労働時間を延長（これに伴う人数抑制含む）
2. 対象者を正社員へ転換
3. 新規求人にあたり、所定労働時間を延長（これに伴う人数抑制含む）
4. 新規求人にあたり、できるだけ正社員を採用

適用回避
のため

5. 対象者の所定労働時間を短縮（これに伴う人数増大含む）
6. 対象者の月額賃金の設定を引下げ
7. 新規求人にあたり、所定労働時間を短縮（これに伴う人数増大含む）
8. 新規求人にあたり、月額賃金の設定を引下げ
9. 新規求人にあたり、雇用見込み期間を2ヶ月未満に抑制
10. できるだけ、（適用除外の）学生を活用
11. できるだけ、70歳以上の高齢者を活用
12. 短時間労働者の仕事を、派遣労働者や業務委託に切換え
13. 短時間労働者の仕事を、省力化（機械化・自動化等）
14. 短時間労働者の仕事（事業）を、廃止・削減
15. その他（具体的に

※回答後、『常用雇用者』が『101～500人』の企業（問9で5と回答）は問17（11ページ）へ
上記以外は、問18（最後のページ）へお進みください

問 17 は、『常用雇用者』が『 101～500 人 』の企業（問 9 で 5 と回答）がお答えください

問 17, 常用雇用者が 101～500 人の企業に伺います。厚生年金・健康保険の適用拡大に伴い、短時間労働者の「雇用者数」や「所定労働時間の平均的な長さ」は、どのように変化しましたか（短時間労働者の契約期間等に合わせて前倒しで見直した場合も含め、適用拡大を主な理由とする変化について教えてください）（それぞれ 1 つに○）。

雇用者数

1. 増加（＋10%以上）した
2. やや増加（＋5%以上 10%未満）した
3. 横ばい（±5%未満）で推移した
4. やや減少（－5%以下 10%未満）した
5. 減少（－10%以下）した
6. 何とも言えない・わからない

所定労働時間の平均的な長さ

1. 大幅に（＋15%以上）長くなった
2. やや（＋5%以上 15%未満）長くなった
3. 横ばい（±5%未満）で推移した
4. やや（－5%以下 15%未満）短くなった
5. 大幅に（－15%以下）短くなった
6. 何とも言えない・わからない

付問, 厚生年金・健康保険の適用拡大に伴い、必要な労働力の確保状況はどのようになりましたか（1 つに○）。

1. 改善した
2. 変わらない
3. 悪化した
4. 何とも言えない・わからない

回答後は、問 18（最後のページ）へお進みください

IV 厚生年金・健康保険の適用拡大への対応意向等について

問 18, 今後、厚生年金・健康保険の更なる適用拡大※が行われた場合には、どのような対応を行うと思いますか（1つに○）。 ※例えば、規模要件や賃金要件の廃止、労働時間要件の引下げ等。

- | | |
|--|--------------|
| 1. 短時間労働者自身の希望に基づき、適用を推進する | ⇒付問(a)～(c)へ |
| 2. 短時間労働者自身の希望を踏まえつつ、会社側の事情も交えて適用可否を判断する（一定割合に適用推進する一方、一定割合の適用を回避する） | } 付問(b)～(c)へ |
| 3. 短時間労働者自身の希望に関係なく、適用を回避する | |
| 4. 何とも言えない・わからない | |

付問(a), 厚生年金・健康保険の適用を、新たに推進する理由は何ですか（該当すべてに○）。

1. 短時間労働者の必要人数を確保したいから（人手不足だから、求人への優位性を高めたいから）
2. 短時間労働者により長い労働時間、働いてもらいたいから
3. 短時間労働者の待遇を改善し、定着を図りたいから
4. 短時間労働者自身が、希望している（と思う）から
5. 適用を回避すると、業務等に支障が出るから（離職等につながるから）
6. ありのまま、法令を遵守するため
7. 企業イメージが向上するから（適用回避は、企業イメージが悪化するから）
8. その他（具体的に

付問(b), 厚生年金・健康保険に加入できる条件が掲げられた求人が、人材の確保に有効かどうかについて、どのように考えていますか（1つに○）。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 非常に、有効だと思う | 4. どちらかといえば、関係ないと思う |
| 2. どちらかといえば、有効だと思う | 5. まったく、関係ないと思う |
| 3. 何とも言えない・わからない | |

付問(c), 短時間労働者を活用する上で、課題になっていることはありますか（該当すべてに○）。

1. 労働力確保（人手不足）
2. 就業調整（による就労制限）
3. 新型コロナ禍の影響（事業展開や企業業績、景気見通し等）
4. 最低賃金引上げへの対応
5. 同一労働同一賃金ルールへの対応（賞与や諸手当の支給、定年再雇用者の待遇等）
6. 自動化、省力化等との両立
7. その他（具体的に
8. 特になし

— 調査は終了です。ご協力いただき、誠に有り難うございました。 —